高鍋町長及び高鍋町議会議員選挙

公費負担の手引き

（自動車・ビラ・ポスター）

高鍋町選挙管理委員会

はじめに

　この手引きは、高鍋町長及び高鍋町議会議員選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続きについて記述したものです。

目　　次

１　公費負担制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

２　対象となる候補者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

３　対象となる期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

４　公費負担の上限額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

５　無投票となった場合の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

６　公費負担を受けるために必要な諸手続・・・・・・・・・・・・・・・ 5

選挙運動用自動車の使用（ハイヤー契約）に係る請求フロー ・・・・・・・ 8

選挙運動用自動車の使用（個別契約：自動車の借入）に係る請求フロー ・・ 9

選挙運動用自動車の使用（個別契約：燃料の供給）に係る請求フロー ・・・10

選挙運動用自動車の使用（個別契約：運転手の雇用）に係る請求フロー・・12

選挙運動用ビラの作成に係る請求フロー・・・・・・・・・・・・・・・・13

選挙運動用ポスターの作成に係る請求フロー・・・・・・・・・・・・・・15

１　公費負担制度とは

　　　この制度は、高鍋町長及び高鍋町議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、高鍋町が各契約業者等に直接その費用をお支払するものです。

２　対象となる候補者

　　　選挙運動費用の公費負担制度については、**町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。**

　　　**供託物を没収される候補者については、すべて自己負担**となります。

　　　・町長選挙における供託物没収点：有効投票総数÷10

　　　・町議会議員選挙における供託物没収点：有効投票総数÷議員定数÷10

３　対象となる期間

　　　選挙運動費用の公費負担制度については、公費負担の対象となる期間は、**立候補の届出のあった日から選挙期日の前日まで（最大５日）**です。

４　公費負担の上限額

　**⑴　選挙運動用自動車の使用**

※2

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 公費負担の対象 | 基準限度額【上限額】 | 備考 |
| １ ハイヤー契約※1 | 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額(１日について１台に限る) | 64,500円／日【322,500円】 | １と２の契約はどちらか一つ |
| ２ 個別契約 | ア 自動車の借入 | 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額(１日について１台に限る) | 16,100円／日【80,500円】 |
| イ 燃料の供給 | 選挙運動自動車に供給した燃料の料金 | 7,700円×選挙運動日数(1日の限度額なし)【38,500円】 |
| ウ 運転手の雇用 | 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計額(１日について１人に限る) | 12,500円／日【62,500円】 |

※1　ハイヤー契約とは、一般乗用旅客自動車運送事業者と自動車借入・燃

料供給・運転手雇用を一括して契約する方式です。

※2　「ハイヤー契約」と「個別契約」の併用はできません。

　**⑵　選挙運動用ビラの作成**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選挙区分 | 公費負担対象（頒布）枚数の上限 | 単価の上限 |
| 町長選挙 | 5,000枚 | 7円73銭／枚 |
| 町議会議員選挙 | 1,600枚 | 7円73銭／枚 |

　　※単価と枚数のいずれにも制限があります。

　　【例１】町長選挙運動用ビラ6,000枚の作成を39,000円で契約した場合

　　　　　　・１枚当たりの作成単価は、39,000円÷6,000枚＝6円50銭になります。この場合は、作成単価は基準限度額以下ですが、作成枚数が公費負担対象枚数の上限を超えているため、6円50銭×5,000枚＝32,500円が公費負担の対象となります。この額を超える分6,500円は候補者の負担となります。

　　【例２】町長選挙運動用ビラ5,000枚の作成を41,000円で契約した場合

　　　　　　・１枚当たりの作成単価は、41,000円÷5,000枚＝8円20銭になります。この場合は、作成枚数は公費負担対象枚数の上限以下ですが、作成単価が基準限度額を超えているため、7円73銭×5,000枚＝38,650円が公費負担の対象となります。この額を超える分2,350円は候補者の負担となります。

**⑶　選挙運動用ポスターの作成**

|  |  |
| --- | --- |
| 公費負担対象枚数の上限 | 単価の上限 |
| ７５枚（ポスター掲示場数＝７５箇所） | (541円31銭×ポスター掲示場数＋316,250円)÷ポスター掲示場数＝4,758円／枚(1円未満の端数切り上げ) |

　　※単価と枚数のいずれにも制限があります。

　　【例１】選挙運動用ポスター100枚の作成を500,000円で契約した場合

　　　　　　・１枚当たりの作成単価は、500,000円÷100枚＝5,000円になります。この場合は、作成単価が基準限度額を超え、作成枚数も公費負担対象枚数の上限を超えているため、4,758円×75枚＝356,850円が公費負担の対象となります。この額を超える分143,150円は候補者の負担となります。

　　【例２】選挙運動用ポスター100枚の作成を200,000円で契約した場合

　　　　　　・１枚当たりの作成単価は、200,000円÷100枚＝2,000円になります。この場合は、作成単価は基準限度額以下ですが、作成枚数が公費負担対象枚数の上限を超えているため、2,000円×75枚＝150,000円が公費負担の対象となります。残りの25枚分50,000円は候補者の負担となります。

５　無投票となった場合の取扱い

　　　・選挙運動用自動車の使用は、告示日１日分の使用に係る金額が公費負担の対象となります

　　　・選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの作成については、投票の有無にかかわらず限度額の範囲内の作成費が公費負担の対象となります。

６　公費負担を受けるために必要な諸手続

　**⑴　契約締結と契約届出**

　　　公費負担の適用をうけようとする候補者は、当該契約に係る業務を生業として行う業者等と有償契約を締結し、その旨を高鍋町選挙管理委員会に届出する必要があります。

　　　①　届出期日　　契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出の時

　　　　　　　　　　　契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに

②　添付書類　　各業者等との契約書の写し

　　　注意…「選挙運動用自動車の使用」において、「個別契約」の場合については、「自動車の借入」、「燃料の供給」、「運転手の雇用」それぞれ個別の契約書の写しが必要です。

　**⑵　確認申請**

　　　次の契約については、公費負担の適用を受けようとする場合は、確認申請が必要です。

　　　● 選挙運動用自動車の燃料供給…金額が制限範囲内であることの確認

　　　● 選挙運動用ビラの作成…………作成限度枚数の確認

　　　● 選挙運動用ポスターの作成……作成限度枚数の確認

　　①　確認申請書の提出

　　　　・「確認申請書」を契約の相手ごとに作成し、高鍋町選挙管理委員会に候補者又はその代理人が直接ご持参ください。

　　　　・確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。

　　②　確認書の受領・提出

　　　　・申請に基づき高鍋町選挙管理委員会から確認書を交付します。

　　　　・確認書は、業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要がありますので、交付を受けた確認書は直ちに契約業者に提出してください。

　**⑶　使用（作成）証明書の提出**

　　　業者等と有償契約を締結し、その旨を高鍋町選挙管理委員会に届出した候補者は、業者ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、契約業者等に提出（１部）しなければなりません。

　　　なお、この「使用（作成）証明書」は、業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

　**⑷　費用の請求**

　　　公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、高鍋町選挙管理委員会が業者等に直接支払います。ただし、当該候補者が供託物を没収される場合は、公費負担の請求はできません。

　　① 請求する際に必要な提出書類

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 必要書類 |
| 選挙運動用自動車の使用 | ハイヤー契約 | ❶請求書【様式第１５号】❷請求内訳書【別紙その１】❸選挙運動用自動車使用証明書【様式第１０号】 |
| 個別契約 | 自動車借入 | ❶請求書【様式第１５号】❷請求内訳書【別紙その２】❸選挙運動用自動車使用証明書【様式第１０号】 |
| 燃料供給 | ❶請求書【様式第１５号】※給油伝票添付（給油日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの）❷請求内訳書【別紙その３】❸選挙運動用自動車使用証明書【様式第１１号】❹選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第７号】 |
| 運転手雇用 | ❶請求書【様式第１５号】❷請求内訳書【別紙その４】❸選挙運動用自動車使用証明書【様式第１２号】 |
| 選挙運動用ビラの作成 | ❶請求書【様式第１６号】❷請求内訳書【別紙】❸選挙運動用ビラ作成証明書【様式第１３号】❹選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第８号】 |
| 選挙運動用ポスターの作成 | ❶請求書【様式第１７号】❷請求内訳書【別紙】❸選挙運動用ポスター作成証明書【様式第１４号】❹選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第９号】 |

　　② 請求書提出時における注意点

　　　・支払い方法は「口座振込」で行いますので、振込先は正確に記入してください。

　　　・請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合があります。

　　③ 請求書の提出先

　　　　〒８８４－０００６

　　　　宮崎県児湯郡高鍋町大字上江８３３５番地２

　　　　高鍋町選挙管理委員会事務局（高鍋商工会館１階）

　　　　℡０９８３－２３－１７４５

選挙運動用自動車の使用（ハイヤー契約）に係る請求フロー

一般乗用旅客自動車運送事業者

候補者

①有償契約の締結

③使用証明書の提出

④請求書の提出

②契約締結の届出

⑤経費の支払い

高鍋町選挙管理委員会

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 手続き | 必要書類【様式等】 | 添付書類 |
| ① | 有償契約の締結（候補者と運送事業者） | 選挙運動用自動車使用契約書（契約に関する書面） |  |
| ② | ①の契約締結の届出（候補者➜町選管） | 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第１号】 | ①の契約書写し |
| ③ | 使用証明書の提出（候補者➜運送事業者） | 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第１０号】 |  |
| ④ | 請求書の提出（運送事業者➜町選管） | ・請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第１５号】・請求内訳書【別紙その１】 | ③の使用証明書 |
| ⑤ | 経費の支払い（町長➜運送事業者） |  |  |

注）　供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は④の請求書提出（町長への請求）をすることはできません。

選挙管理委員会へ提出が必要な書類チェックシート

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出時期 | 様式名 | チェック |
| あらかじめ | 契約書の写し |  |
| 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第１号】 |  |
| 請求のとき | 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第１０号】 |  |
| 請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第１５号】 |  |
| 請求内訳書【別紙その１】 |  |

選挙運動用自動車の使用(個別契約:自動車借入)に係る請求フロー

借入業者等

候補者

①有償契約の締結

③使用証明書の提出

④請求書の提出

②契約締結の届出

⑤経費の支払い

高鍋町選挙管理委員会

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 手続き | 必要書類【様式等】 | 添付書類 |
| ① | 有償契約の締結（候補者と借入業者等） | 選挙運動用自動車賃貸借契約書（契約に関する書面） |  |
| ② | ①の契約締結の届出（候補者➜町選管） | 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第１号】 | ①の契約書写し |
| ③ | 使用証明書の提出（候補者➜借入業者等） | 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第１０号】 |  |
| ④ | 請求書の提出（借入業者等➜町選管） | ・請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第１５号】・請求内訳書【別紙その２】 | ③の使用証明書 |
| ⑤ | 経費の支払い（町長➜借入業者等） |  |  |

注）　供託物が没収される候補者の経費については、借入業者等は④の請求書提出（町長への請求）をすることはできません。

選挙管理委員会へ提出が必要な書類チェックシート

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出時期 | 様式名 | チェック |
| あらかじめ | 契約書の写し |  |
| 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第１号】 |  |
| 請求のとき | 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第１０号】 |  |
| 請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第１５号】 |  |
| 請求内訳書【別紙その２】 |  |

選挙運動用自動車の使用(個別契約:燃料供給)に係る請求フロー

候補者

燃料供給業者

⑤確認書の提出

①有償契約の締結

③確認申請書の提出

②契約締結の届出

⑥使用証明書の提出

④確認書の交付

⑦請求書の提出

⑧経費の支払い

高鍋町選挙管理委員会

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 手続き | 必要書類【様式等】 | 添付書類 |
| ① | 有償契約の締結（候補者と燃料供給業者） | 選挙運動用自動車燃料供給契約書 （契約に関する書面） |  |
| ② | ①の契約締結の届出（候補者➜町選管） | 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第１号】 | ①の契約書写し |
| ③ | 確認申請書の提出（候補者➜町選管） | 選挙運動用自動車燃料代確認申請書【様式第４号】 |  |
| ④ | 確認書の交付（町選管➜候補者） | 選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第７号】 |  |
| ⑤ | 確認書の提出（候補者➜燃料供給業者） |  | ④の確認書 |
| ⑥ | 使用証明書の提出（候補者➜燃料供給業者） | 選挙運動用自動車使用証明書(燃料)【様式第１１号】 | 給油伝票の写し |
| ⑦ | 請求書の提出（燃料供給業者➜町選管） | ・請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第１５号】・請求内訳書【別紙その３】 | ・④の確認書・⑥の使用証明書・給油伝票の写し |
| ⑧ | 経費の支払い（町長➜燃料供給業者） |  |  |

注）　供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は⑦の請求書提出（町長への請求）をすることはできません。

選挙運動用自動車の使用(個別契約:燃料供給)に係る請求フロー(続)

選挙管理委員会へ提出が必要な書類チェックシート

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出時期 | 様式名 | チェック |
| あらかじめ | 契約書の写し |  |
| 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第１号】 |  |
| 請求の前 | 選挙運動用自動車燃料代確認申請書【様式第４号】 |  |
| 請求のとき | 選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第７号】 |  |
| 選挙運動用自動車使用証明書(燃料)【様式第１１号】 |  |
| 請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第１５号】 |  |
| 請求内訳書【別紙その３】 |  |
| 給油伝票の写し |  |

選挙運動用自動車の使用(個別契約:運転手雇用)に係る請求フロー

運転手

候補者

①有償契約の締結

③使用証明書の提出

④請求書の提出

②契約締結の届出

⑤経費の支払い

高鍋町選挙管理委員会

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 手続き | 必要書類【様式等】 | 添付書類 |
| ① | 有償契約の締結（候補者と運転手） | 選挙運動用自動車運転手雇用契約書 （契約に関する書面） |  |
| ② | ①の契約締結の届出（候補者➜町選管） | 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第１号】 | ①の契約書写し |
| ③ | 使用証明書の提出（候補者➜運転手） | 選挙運動用自動車使用証明書(運転手)【様式第１２号】 |  |
| ④ | 請求書の提出（運転手➜町選管） | ・請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第１５号】・請求内訳書【別紙その４】 | ③の使用証明書 |
| ⑤ | 経費の支払い（町長➜運転手） |  |  |

注）　供託物が没収される候補者の経費については、運転手は④の請求書提出（町長への請求）をすることはできません。

選挙管理委員会へ提出が必要な書類チェックシート

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出時期 | 様式名 | チェック |
| あらかじめ | 契約書の写し |  |
| 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第１号】 |  |
| 請求のとき | 選挙運動用自動車使用証明書(運転手)【様式第１２号】 |  |
| 請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第１５号】 |  |
| 請求内訳書【別紙その４】 |  |

選挙運動用ビラの作成に係る請求フロー

候補者

ビラ作成業者

⑤確認書の提出

①有償契約の締結

③確認申請書の提出

②契約締結の届出

⑥作成証明書の提出

④確認書の交付

⑦請求書の提出

⑧経費の支払い

高鍋町選挙管理委員会

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 手続き | 必要書類【様式等】 | 添付書類 |
| ① | 有償契約の締結（候補者とビラ作成業者） | 選挙運動用ビラ作成契約書（契約に関する書面） |  |
| ② | ①の契約締結の届出（候補者➜町選管） | 選挙運動用ビラ作成契約届出書【様式第２号】 | ・①の契約書写し・仕様が記載された書面 |
| ③ | 確認申請書の提出（候補者➜町選管） | 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書【様式第５号】 |  |
| ④ | 確認書の交付（町選管➜候補者） | 選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第８号】 |  |
| ⑤ | 確認書の提出（候補者➜ビラ作成業者） |  | ④の確認書 |
| ⑥ | 作成証明書の提出（候補者➜ビラ作成業者） | 選挙運動用ビラ作成証明書【様式第１３号】 |  |
| ⑦ | 請求書の提出（ビラ作成業者➜町選管） | ・請求書(選挙運動用ビラの作成)【様式第１６号】・請求内訳書【別紙】 | ・④の確認書・⑥の作成証明書 |
| ⑧ | 経費の支払い（町長➜ビラ作成業者） |  |  |

注）　供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は⑦の請求書提出（町長への請求）をすることはできません。

選挙運動用ビラの作成に係る請求フロー(続)

選挙管理委員会へ提出が必要な書類チェックシート

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出時期 | 様式名 | チェック |
| あらかじめ | 契約書の写し |  |
| 選挙運動用ビラ作成契約届出書【様式第２号】 |  |
| 請求の前 | 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書【様式第５号】 |  |
| 請求のとき | 選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第８号】 |  |
| 選挙運動用ビラ作成証明書【様式第１３号】 |  |
| 請求書(選挙運動用ビラの作成)【様式第１６号】 |  |
| 請求内訳書【別紙】 |  |

選挙運動用ポスターの作成に係る請求フロー

候補者

ポスター作成業者

⑤確認書の提出

①有償契約の締結

③確認申請書の提出

②契約締結の届出

⑥作成証明書の提出

④確認書の交付

⑦請求書の提出

⑧経費の支払い

高鍋町選挙管理委員会

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 手続き | 必要書類【様式等】 | 添付書類 |
| ① | 有償契約の締結（候補者とポスター作成業者） | 選挙運動用ポスター作成契約書（契約に関する書面） |  |
| ② | ①の契約締結の届出（候補者➜町選管） | 選挙運動用ポスター作成契約届出書【様式第３号】 | ・①の契約書写し・仕様が記載された書面 |
| ③ | 確認申請書の提出（候補者➜町選管） | 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【様式第６号】 |  |
| ④ | 確認書の交付（町選管➜候補者） | 選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第９号】 |  |
| ⑤ | 確認書の提出（候補者➜ポスター作成業者） |  | ④の確認書 |
| ⑥ | 作成証明書の提出（候補者➜ポスター作成業者） | 選挙運動用ポスター作成証明書【様式第１４号】 |  |
| ⑦ | 請求書の提出（ポスター作成業者➜町選管） | ・請求書(選挙運動用ポスターの作成)【様式第１７号】・請求内訳書【別紙】 | ・④の確認書・⑥の作成証明書 |
| ⑧ | 経費の支払い（町長➜ポスター作成業者） |  |  |

注）　供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は⑦の請求書提出（町長への請求）をすることはできません。

選挙運動用ポスターの作成に係る請求フロー(続)

選挙管理委員会へ提出が必要な書類チェックシート

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出時期 | 様式名 | チェック |
| あらかじめ | 契約書の写し |  |
| 選挙運動用ポスター作成契約届出書【様式第３号】 |  |
| 請求の前 | 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【様式第６号】 |  |
| 請求のとき | 選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第９号】 |  |
| 選挙運動用ポスター作成証明書【様式第１４号】 |  |
| 請求書(選挙運動用ポスターの作成)【様式第１７号】 |  |
| 請求内訳書【別紙】 |  |